



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年8月31日金曜日 第3006号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の指定..... (森林整備課) ... 672
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(2件)..... (") ... 672
 保安林の指定施業要件の変更予定..... (") ... 673
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 673
 道路の区域変更(県道伊予松山港線)(2件)..... (中予地方局管理課) ... 673
 道路の供用開始(県道伊予松山港線)..... (") ... 674

公 告

技能検定の合格者..... (労政雇用課) ... 674
 I P R型無線機310式の購入..... (警察本部会計課) ... 675

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第838号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年8月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
南宇和郡愛南町僧都81、82、83
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
僧都82、83(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第839号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年8月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
西予市宇和町明間5043・5072・5081・5083・5103(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、24の1、24の2、1440の1から3まで、5041、5042の1から3まで、5073から5075まで、5077、5079、5180、5084から5090まで、5092、5093、5095、5099、5100、5102、5127、5131から5134まで、5138、5139の1、5139の2、5145、5146、5150の1、5150の2、5151、5152の1、5153、5173の1、5639、5646、5647、5662、5663の1、5663の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第840号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年8月31日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
昭和57年10月23日農林水産省告示第1681号(一に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
は、次のとおりとする
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び新居
浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第841号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法
(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条
の2第1項の規定により告示する。

平成30年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林と
して指定された目的
平成9年7月24日農林水産省告示第1214号(一に係るものに限
る。)

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条
市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第842号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般-28)第7137号	平成28年 7月26日	カワカミ建設産業(株)	河上 耕作	今治市町谷甲727-1	平成30年 7月2日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-29)第10525号	平成29年 5月24日	(株)伊藤熔工所	伊藤 巧	今治市東村南1-8-16	平成30年 7月12日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-28)第15427号	平成28年 10月7日	(株)高橋基礎工業	高橋 秀和	新居浜市八幡3-9-4	平成30年 7月13日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-26)第10786号	平成27年 3月8日	(有)野村建設	野村 一士	西条市河原津甲391-3	平成30年 7月18日	鉄筋工事業	建設業の廃止 (一部)
(特-28)第10168号	平成28年 6月21日	住共エンジニアリング(株)	山本 一心	新居浜市磯浦町16-5	平成30年 7月26日	建築工事業 熱絶縁工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第843号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町34番3から 同町41番2まで	旧	メートル 10.8~11.0	キロメートル 0.076	
			新	13.2~13.6	0.076	

○愛媛県告示第844号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町635番16から 同町1021番3まで	旧	メートル 11.2~60.0	キロメートル 0.312	
			新	11.2~60.0	0.312	

○愛媛県告示第845号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町626番1から 同町1018番8まで	平成30年 9月 4日

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成30年 6月30日から 8月12日までの間に実施した技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成30年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

造園（造園工事作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 9
A 甲 12	A 甲 13	A 甲 16	A 甲 18	A 甲 21	A 甲 22
A 甲 24	A 甲 26	A 甲 27	C 1		

機械加工（普通旋盤作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 8
A 甲 10	A 甲 11	B 1	B 2		

機械加工（マシニングセンタ作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7	A 甲 8
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12		

機械検査（機械検査作業）

3 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1	C 1

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 14

建築大工（大工工事作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 5	A 甲 7	A 甲 11
A 甲 12	A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16		

左官（左官作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13	A 甲 14
A 甲 15					

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

3級

受 検 番 号
A 甲 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

3級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4	A 甲 5	A 甲 6	A 甲 7
A 甲 8	A 甲 9	A 甲 10	A 甲 11	A 甲 12	A 甲 13
A 甲 14	A 甲 15	A 甲 16	A 甲 17	A 甲 18	A 甲 21
A 甲 22	A 甲 23	A 甲 24	A 甲 25	A 甲 26	A 甲 27
A 甲 28	A 甲 29	A 甲 31	A 甲 32	A 甲 33	A 甲 34
A 甲 35	A 甲 36				

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年 8月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

I P R形無線機310式の購入

(2) 物品及び数量

ア	I P R形移動用無線機	I P R - M L(1)	95式
イ	I P R形移動用無線機	I P R - M L(2)	34式
ウ	I P R形オートバイ用無線機	I P R - A U(1)	28式
エ	I P R形携帯用無線機	I P R - W T(1)	77式
オ	I P R形携帯用無線機	I P R - W T(2)	76式

(3) 物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 納入期限
平成31年 3月 8日(金)まで
ただし、(2)のア、イ及びウの無線機については、平成31年 1月31日(木)までに納入すること。
- (5) 物品の納入場所
愛媛県警察本部
- (6) 入札方法
入札金額は、IPR形無線機310式の代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 公正性がかつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の様子の策定に直接関与していない者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110
- (2) 入札説明書の交付方法
ア 交付場所
(1)に掲げる場所で交付する。
イ 交付時期
公告の日から平成30年10月9日(火)午後5時15分まで
- (3) 事前提出書類の受領期限
平成30年10月9日(火)午後5時15分まで
- (4) 開札の日時及び場所
平成30年10月16日(火)午後1時30分
愛媛県警察本部 2階 第一会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約の成立
この公告の物品購入に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、愛媛県議会の議決を得たときに成立するものとする。
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。
なお、本件仕様書については、一部閲覧となっているので留意すること。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: IPR type radio: 310 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 16 October 2018
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Finance Division, Administration Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 2-2 Minamihoribatacho, Matsuyama, Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110